

別表六(二十七)

「18」、「23」、「28」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(二十七)

措 法 第 42 条 の 12 の 7 第 7 項 及 び 第 10 項 の 規 定 の 適 用 可 否

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する事業適応計画の認定日	1	・	・	・	・	・	・	・	・
産商 業品 競の 争区 力分 基 盤 強 化	区 分 2	・	・	・	・	・	・	・	・
単 価	3	・	・	・	・	・	・	・	・
販 売 数	4	・	・	・	・	・	・	・	・
調 整 後 販 売 数	5	・	・	・	・	・	・	・	・
生 産 販 売 控 除 額 (3) × (5)	6	・	・	・	・	・	・	・	・
取 得 年 月 日	7	・	・	・	・	・	・	・	・
事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	8	・	・	・	・	・	・	・	・
投 資 し た 金 額 の 合 計 額	9	円	円	円	円	円	円	円	円
既 控 除 対 象 額 (前期以前の(12)の合計)	10	・	・	・	・	・	・	・	・
当 期 投 資 基 準 額 残 額 (9) - (10)	11	・	・	・	・	・	・	・	・

「28」欄

産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち特定商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の7第10項」
- ② 「区分番号」欄：「00705」
- ③ 「適用額」欄：「28」欄の金額

「18」欄

産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち半導体生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の7第7項」
- ② 「区分番号」欄：「00703」
- ③ 「適用額」欄：「18」欄の金額

当 期 税 額 基 準 額 残 額 (10) × $\frac{20}{100}$ - (別表六(二十六)「19」+「26」+「41」)	15	・	・	・	・	・	・	・	・
当 期 税 額 控 除 可 能 額 (14) と (15) のうち少ない金額	16	・	・	・	・	・	・	・	・
調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8」の㉔)	17	・	・	・	・	・	・	・	・
当 期 税 額 控 除 額 (16) - (17)	18	・	・	・	・	・	・	・	・
差 引 当 期 税 額 基 準 額 残 額 (15) - (16)	19	・	・	・	・	・	・	・	・
繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (35)の計	20	・	・	・	・	・	・	・	・
同 上 の うち 当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 (19) と (20) のうち少ない金額	21	・	・	・	・	・	・	・	・
調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8」の㉔)	22	・	・	・	・	・	・	・	・
当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (21) - (22)	23	・	・	・	・	・	・	・	・
当 期 税 額 控 除 可 能 額 (14) と (23) のうち少ない金額	24	・	・	・	・	・	・	・	・
調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8」の㉔)	25	・	・	・	・	・	・	・	・
当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (24) と (25) のうち少ない金額	26	・	・	・	・	・	・	・	・
調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8」の㉔)	27	・	・	・	・	・	・	・	・
当 期 税 額 控 除 額 (26) - (27)	28	・	・	・	・	・	・	・	・
差 引 当 期 税 額 基 準 額 残 額 (25) - (26)	29	・	・	・	・	・	・	・	・
繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (38)の計	30	・	・	・	・	・	・	・	・
同 上 の うち 当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 (29) と (30) のうち少ない金額	31	・	・	・	・	・	・	・	・
調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8」の㉔)	32	・	・	・	・	・	・	・	・
当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (31) - (32)	33	・	・	・	・	・	・	・	・
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (18) + (23) + (28) + (33)	34	・	・	・	・	・	・	・	・

「33」欄

産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち特定商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の7第11項」
- ② 「区分番号」欄：「00706」
- ③ 「適用額」欄：「33」欄の金額

「23」欄

産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち半導体生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の7第8項」
- ② 「区分番号」欄：「00704」
- ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

資 産 の 概 要

(注) 本別表は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行日以後に終了する事業年度から対象となります。